

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	吉松地区	令和2年12月21日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

吉松地区については、(農)吉松営農組合よしまつの里が解散し、認定新規就農者の法人が経営継承することが決まった。今後は、スムーズに経営を継承していくことが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉松地区の水田利用は、人・農地プランに記載されている認定新規就農者の法人の中心経営体に地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認就法	A	水稻等	13.0 ha	水稻等	17.0 ha	
認農	B	トマト	0.3 ha	トマト	0.5 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		13.3 ha		17.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

吉松地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

吉松地区としては、具体的な基盤整備への取組方針はないが、水路の老朽化等の問題を抱えており、今後どのような取組を検討していくか地区で協議を行う方針である。

新規・特産化作物の導入方針

一部個人農家にて、トマトの栽培を取入れているが、地区全体としては、米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、営農組合としても必要であれば、収益性の高い園芸作目の導入を検討する。